

平成24年11月2日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市特別職報酬等審議会

会長 岩網敏雄

行政委員の報酬のあり方について（答申）

平成24年6月29日に諮問されました「行政委員の報酬のあり方」について、本審議会では慎重に審議した結果を別添のとおり答申します。

答 申 書

平成24年11月

千葉市特別職報酬等審議会

本審議会は、平成24年6月29日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第2条の規定に基づき、行政委員の報酬制度及び報酬額のあり方について諮問を受けた。

本審議会では、裁判の判決状況や他都市の見直し状況などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

1 報酬のあり方を検討する必要性

行政委員に対する報酬は、条例で特別な定めをした場合を除き、その勤務日数に応じて支給することとされているが（地方自治法第203条の2第2項）、滋賀県の行政委員の月額報酬に係る訴訟において、平成23年12月15日の最高裁判所判決は、月額報酬の内容が地方自治法第203条の2第2項の趣旨に照らして特に不合理とは言えず、県議会の裁量権の範囲を逸脱または濫用したものではなく違法、無効ではないと判断したものの、一方で裁量権には合理的限界があり、行政委員の報酬制度及び報酬額については、地方自治法の趣旨にのっとった適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなっていることが望まれるとした補足意見が付されている。また複数の他都市においても月額報酬制度の見直しが進んでいる状況である。

本市における行政委員の報酬は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第3条第1項第1号及び同条例別表第1の規定に基づき月額報酬制を採用しているところであるが、以上のような状況を踏まえ、報酬制度及び報酬額について検討する必要があると判断した。

2 報酬のあり方

(1) 報酬制度

教育委員、市・区選挙管理委員及び人事委員は、日額が適当である。
監査委員及び農業委員は、月額を維持することが適当である。

(2) 報酬額

ア 日額が適当である行政委員の報酬額については、他政令市の日額の報酬額、国の非常勤職員の報酬額及び行政委員の実際の活動状況に加え次の点を考慮することが適当である。

(ア) 区選挙管理委員以外のすべての行政委員の報酬の日額については、同一の額とすること

(イ) 委員長と委員の日額については、職責を考慮し差を設けること

(ウ) 区選挙管理委員の日額については、市選挙管理委員と区選挙管理委員の現行の報酬月額に差があることを考慮し、市選挙管理委員の日額と差を設けること

イ 月額が適当である行政委員の報酬額については、現行どおりの額に据え置くことが適当である。

(3) 日額報酬の支給対象とする業務

日額報酬の支給対象とする業務については、定例会、定例会以外の会議、視察等の行政委員としての公式行事に限り、定例会などに伴う事前説明・協議などの公式行事以外の活動については、支給対象外とすることが適当である。

ただし、公式行事以外の活動であっても、例えば、定例会の開催前に委員が参集して重要な審議内容の事前協議を行う必要がある場合など公式行事と同様な活動の場合は支給対象とするなど、支給対象とする業務については市において十分に精査をしたうえで、広範な職務職責を持つ行政委員の活動実態に即したものにすることが必要であるとする。

3 審議経過

本審議会では、各行政委員の職務権限の性質、内容、職責の程度、委員として必要な経験や資質等について各行政委員会事務局に説明を求め、状況等の把握をしたうえで審議を行った。

農業委員については、年間を通して日常的な活動が中心となっており、公式行事以外の作業量が他の委員会に比して相当程度多いため、業務量の評価が極めて困難になってしまうなどの理由から現行どおり月額が適当であるとの結論に至った。

監査委員については、専門的知識を用いて決定を下すゆえに中立性の観点から日額が適当であるなどの意見や、月額・日額併用制などを支持する意見があったものの、業務が広範なうえ高度な専門性が要求され、また、公式行事の日数や時間数では図り得ない活動が多く、特に資料の読込みや監査結果の検討など質・量とも相当程度あるなどの理由から現行どおり月額が適当であるとの結論に至った。

市・区の選挙管理委員、教育委員及び人事委員については、職務権限に伴う職責が大きく、事務局などの行政側と連携して継続的に業務を行うためには月額が適当であるなどの意見や月額・日額併用制を支持する意見もあったが、地方自治法の規定が日額を原則としていることを鑑みれば、委員に対する職責の重さや法的制限を考慮しても月額を維持するまでの特別の事情があるとまでは言えず、日額が適当であるとの結論に至った。

次に、日額報酬の支給対象とする業務について委員会などの定例会や定例会以外の会議、視察等の公式行事と公式行事以外のその他の活動に分けて議論したところ、公式行事を支給対象とすることについては異論がなかったが、その他の活動のうち定例会の事前説明・協議などについては、公式行事に付随する活動であり支給対象としないという意見と会議などの公式行事だけでは職務として成立せず、その他の活動についても支給対象とすべきという両方の意見があった。さらに審議を行った結

果、その他の活動についてはどのような活動を支給対象とすべきか判断が困難な面もあるため原則として支給対象外とするものの、公式行事と同等とみなせる活動がある場合は支給対象とするなど広範な職務職責を持つ行政委員の活動実態に即した基準を市において作成すべきであるとの結論に至った。

最後に、報酬額については、日額化した他政令市の平均報酬額、国の非常勤職員の報酬額や現行の月額報酬額を活動回数で割り戻した報酬額などいくつかの案を挙げて議論を行ったところ、現行の水準を考慮すると現在の月額を活動回数で割り戻す報酬額が適当であるという意見もあったが、現在の千葉市の厳しい財政状況や他政令市の見直し状況を考慮すると、他政令市の日額の報酬額や国の非常勤職員の報酬額を基にその他の活動など行政委員の実際の活動状況を考慮して金額を決定することが適当であるとの結論に至った。なお、月額を維持することとした行政委員の報酬額については、月額制を採用している他政令市の報酬額と均衡がとれていること、及び日額化した大半の他政令市において月額を維持した行政委員の報酬額が据え置かれていることなどを考慮し、現行の報酬額を維持することが適当であるとの結論に至った。

千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長	芳 網	敏 雄
副会長	奥 本	佳 伸
委 員	片 岡	知 彦
委 員	齋 藤	政 洋
委 員	坂 戸	誠 一
委 員	清 水	佐 和
委 員	高 山	恒 徳
委 員	中曾根	玲 子
委 員	原 田	雅 男
委 員	細 谷	久美子